

解体工事の発注方法について

建設業法の改正により、平成 28 年 6 月から一軒家の解体工事、簡易な構造物の解体工事など、これまで、とび・土工・コンクリート工事の「工作物解体工事」で実施してきた解体工事が、新しく解体工事業での工事に分類されています。現在、田辺市では建築物やそれに附帯する構造物の撤去は、金額、規模、構造を問わず、建築一式工事で発注をしていますが、令和 2 年 10 月 1 日以降の発注方法については、当分の間、下記のとおりとします。

☆現在

○解体工事については、建築一式工事で発注
(金額、規模、構造を問わず)



☆令和 2 年 10 月 1 日以降

解体工事	<p>○対象物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平屋又は 2 階建て、1 棟の延べ床面積 300 m²以下 ・建築物に附帯する簡易な構造物 <p>○入札方法 条件付き一般競争入札</p> <p><参加資格></p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業法に基づく解体工事業の許可を受けていること。 ・解体工事業の経営事項審査を受けており、総合評定値（P 点）が確認できること。 ・予定価格(税込)250 万円以上の工事は解体工事業の施工実績を求める。 <p>※上記に該当する場合でも、特殊な建築物については、建築一式工事で発注する場合もある。</p> <p>(例)・解体工事の内容に特殊な工事（専門工事）がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合的な企画、指導、調整を要する建築物（周辺環境等を含む）
建築一式工事	<p>○上記解体工事以外の建築物や構造物の解体工事</p> <p>○建て替え工事等に伴い、解体工事を併せて行う工事</p>

※この改正は令和 2 年 10 月 1 日以降に入札公告を行う入札から適用します。

※田辺市への解体工事の業者登録について

現在登録をいただいている市内の工事登録業者で新規に解体工事への追加を希望される場合は、許可証、経営審査事項結果通知書等を、随時、契約課で受付しますので、ご提出ください。